

静岡市しみず社会福祉事業団

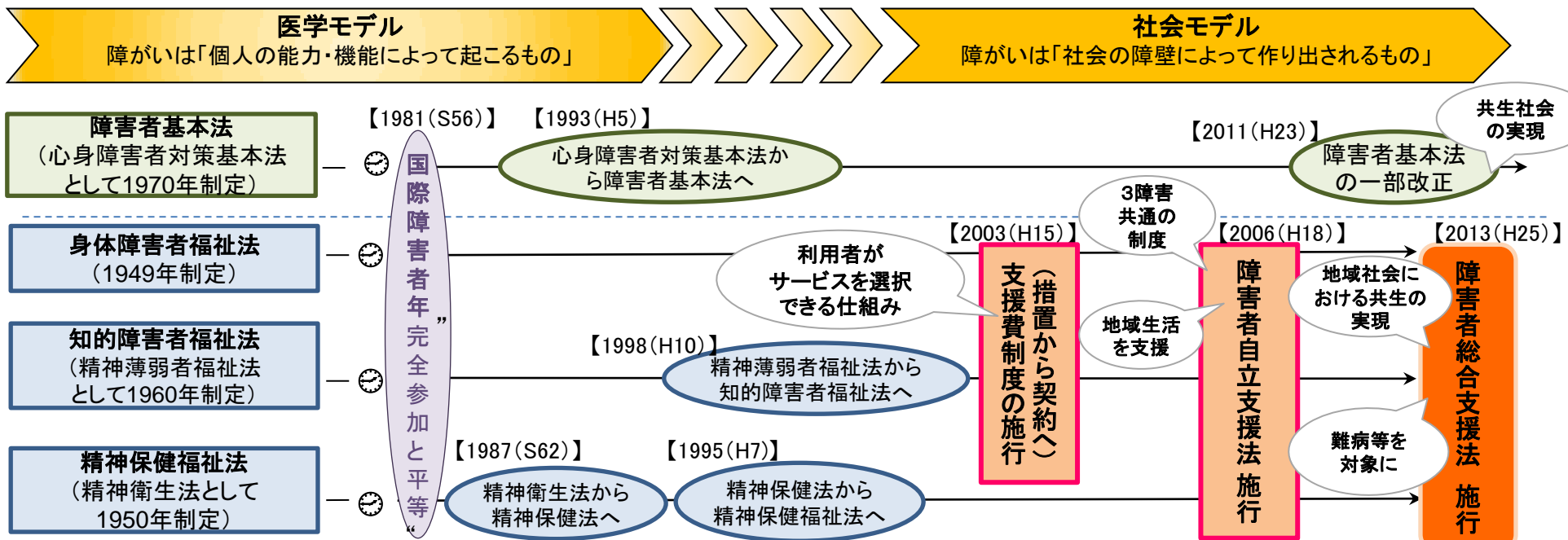
～社会モデルの概念に基づく事業を支えて～

平成25年10月

保健福祉局 福祉部 障害者福祉課

1 障害者施策の歴史と事業団の位置づけ等の変遷

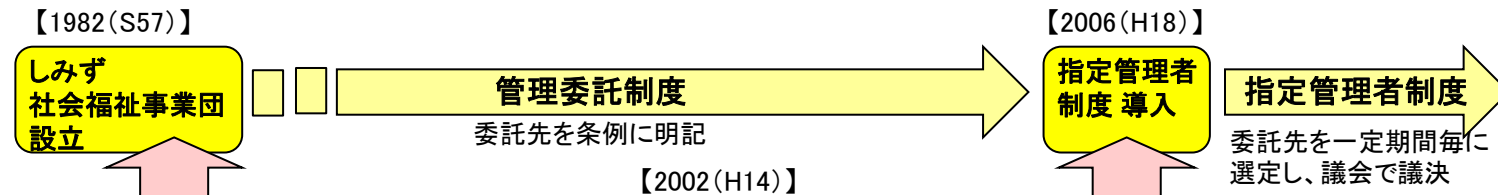
障害者施策の歴史



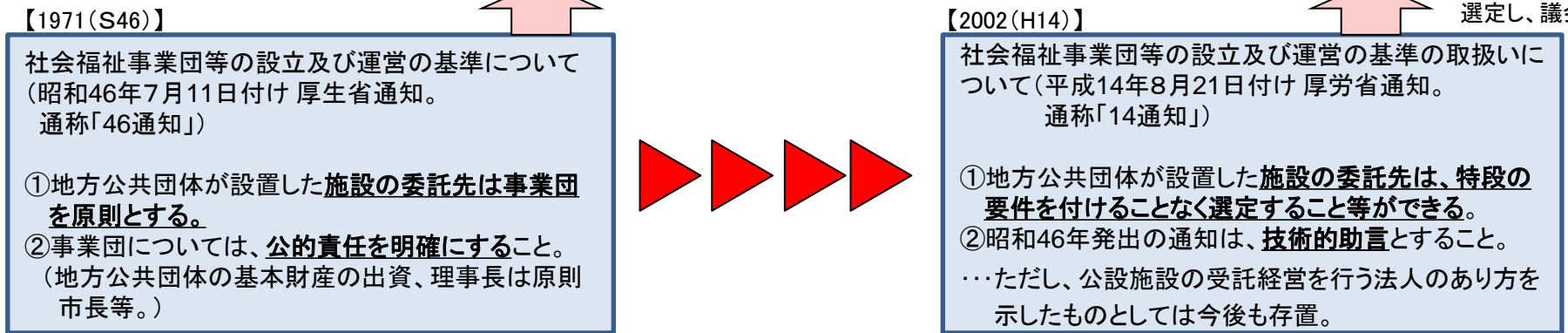
制度の変遷



施設管理の形態



事業団の位置づけ



(参考1) 「障害者自立支援法」のポイント

法律による改革

障害者施策を3障害一元化

制定前

- ・3障害ばらばらの制度体系
(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化

- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編

制定前

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態と乖離

- 33種類に分かれた施設体系を再編し、日中活動支援と夜間の居住支援を分離
あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や**重度の障害者**を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化

制定前

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

支給決定の透明化、明確化

制定前

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入
- 審査会の意見聴取など**支給決定プロセスを透明化**

安定的な財源の確保

制定前

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み

- 国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に

(参考2) 障害福祉サービスの体系

<旧サービス>

(支援費制度等)

居宅サービス

ホームヘルプ(身・知・児・精)

デイサービス(身・知・児・精)

ショートステイ(身・知・児・精)

グループホーム(知・精)

施設サービス

重症心身障害児施設(児)

療護施設(身)

更生施設(身・知)

授産施設(身・知・精)

福祉工場(身・知・精)

通勤寮(知)

福祉ホーム(身・知・精)

生活訓練施設(精)

新体系へ完全移行(24年4月)

<新サービス>

(障害者自立支援法)

訪問系

【介護給付】

- ホームヘルプ(居宅介護)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- ショートステイ(短期入所)

日中活動系(昼間)

以下から一又は複数の事業を選択

【介護給付】

- 療養介護(医療型)
※ 医療施設で実施
- 生活介護(福祉型)

【訓練等給付】

- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(A型、B型)

【地域生活支援事業】

- 地域活動支援センター

居住系(夜間)

【介護給付】

- 共同生活介護
- 施設入所支援

【訓練等給付】

- 共同生活援助

【地域生活支援事業】

- 福祉ホーム

※この他、地域生活支援事業として移動支援等を制度化

(参考3) 地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(「地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項の福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4及び5. ①～④については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

2 出資の経緯と総合計画等における位置づけ

①出資の経緯

旧清水市が、障がい者の福祉向上を目指すなか

在宅の心身障がい児者の自立更生、社会参加の促進を図るため、障害児(者)総合福祉センターを設立し、その管理運営を受託するために設立。

→ 当該団体に出資することで、市と一体となって広く市民福祉の向上と増進に寄与するとの判断の下、出資。

②総合計画等での位置づけ

総合計画

障害のある人の自立を支えるシステムの構築

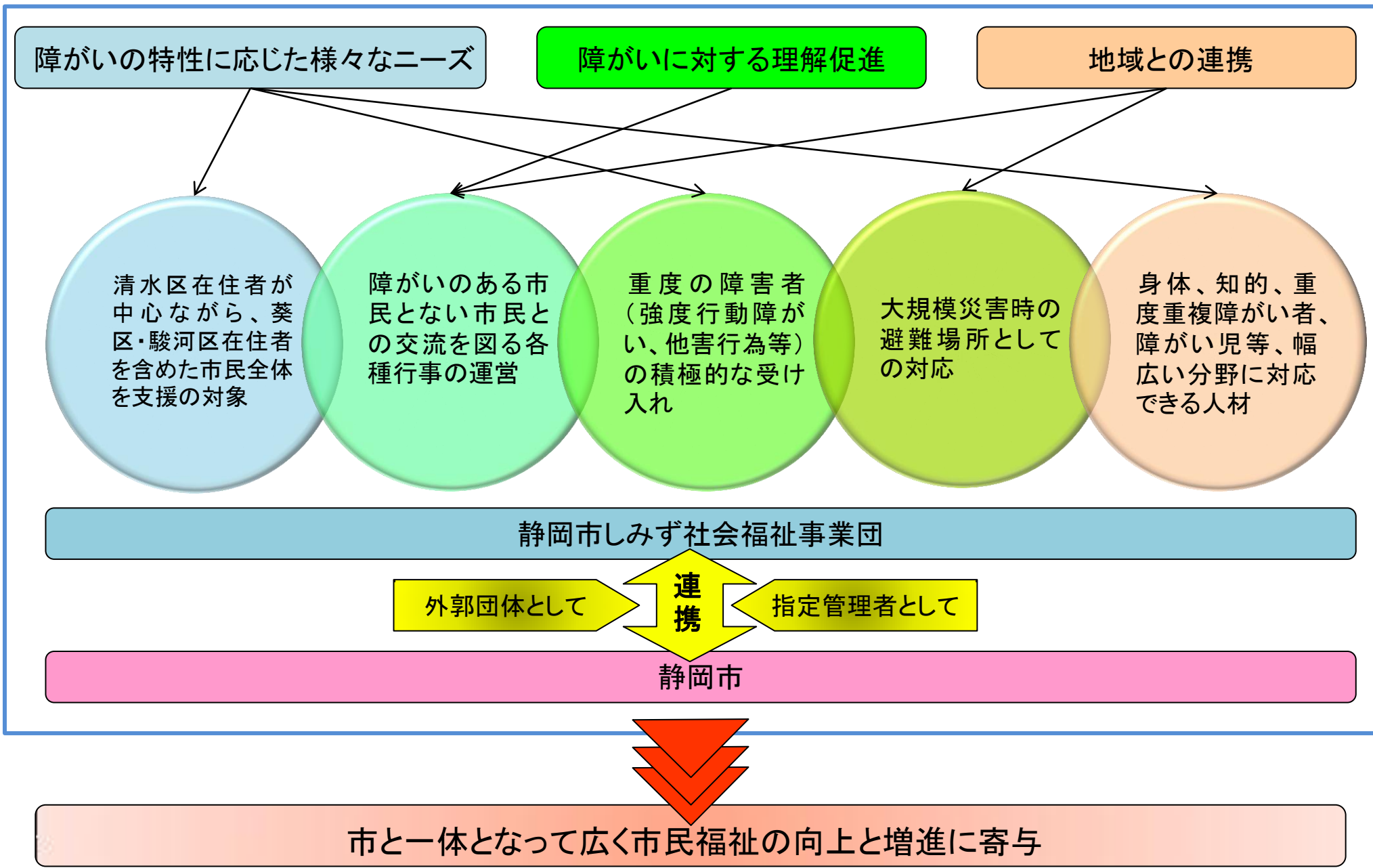
- ①自立した生活を支援する環境整備
- ②障害のある人も安心して地域で生活できる環境づくり
- ③積極的な社会参加を支援する環境整備

障がい者計画等

- 相談支援体制の整備
→「相談支援事業」の実施
- 自立支援給付事業の充実
→「生活介護事業、就労継続支援事業」の実施
- 地域生活支援事業の充実
→「手話等奉仕員養成研修」「障がい者スポーツ教室」「母子療育訓練事業」等の実施

「静岡市しみず社会福祉事業団」が実施している事業

3 静岡市しみず社会福祉事業団の役割



4 実施事業の公益性について

実施事業

「市独自事業」かつ「指定管理料制」

**清水みなとふれあい
センター**
(身体障がい者
福祉センター)

清水うみのこセンター
(母子療育訓練事業)

「障害福祉サービス」かつ「利用料金制」

清水ひびきワーク
(身体障がい者
生活介護事業)

清水うしおワーク
(知的障がい者
生活介護・
就労継続支援B型事業)

清水うなばら学園
(知的障がい者
生活介護事業)

清水なぎさホーム
(重度心身障がい者
生活介護事業)

事業の特徴

- 事業団のみが実施
- 専門職等の配置が必要
- 収益性が極めて低い

- 様々な形態の法人が実施
- 給付費による安定した収入

公益性

事業の公益性

高い

外郭団体としての公益性

高い

事業の公益性

高い

外郭団体としての公益性

低い

5 今後の市の考え方

現在

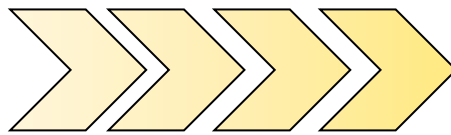
組織

市の出資(100%)を受けた「外郭団体」

実施事業

指定管理者として、以下の事業を実施

- ① 清水みなとふれあいセンター (身体障がい者福祉センター) 指定管理料制
- ② 清水うみのこセンター (母子療育訓練事業)
- ③ 清水ひびきワーク (身体障がい者生活介護事業) 利用料金制
- ④ 清水うしおワーク (知的障がい者生活介護・就労継続支援B型事業)
- ⑤ 清水うなばら学園 (知的障がい者生活介護事業)
- ⑥ 清水なぎさホーム (重度心身障がい者生活介護事業)



障害者総合支援法の見直しに伴う外郭団体としての評価の実施

次期指定管理者の更新に合わせた利用料金制導入施設等、指定管理事業の評価の実施

検討体制

- 障害者福祉課 職員
- しみず社会福祉事業団 職員

- 【必要に応じて専門家等】
- 利用者、保護者
 - 公認会計士等専門家
 - 学識経験者
 - 地域住民 等

将来

- 外郭団体としての必要性の検討
・障害者総合支援法の見直し
① 障害福祉サービスのあり方
② 支給決定のあり方
等にあわせ、平成27年度を目途に検討

組織の自立化

「組織」と「事業」について、セットで検討

事業の民営化

- 事業の必要性の検討
・現在、指定管理事業として実施している事業について、
① 市の事業としての必要性
② 利用料金制導入結果の検証
等について、平成27年度を目途に検討